

令和元年5月24日に公表した公募設置等指針（案）等への質問に対する追加の回答

令和元年8月22日

NO.	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
13	設置管理許可使用料単価について	公募設置等指針（案）	13	23	公募対象公園施設の 使用料の額の最低額	<p>使用料単価については最低額以上を提案することありますが、価格によって加減点されるのでしょうか。指定管理料についても同様となるのでしょうか。また、建物占用にあたり、都市公園条例と海岸法のどちらの占用料が優先されるのでしょうか。</p>	<p>価格評価の方法については、公募設置等指針の公表時に示します。</p> <p>公募対象公園施設の整備にあたっては、都市公園法第5条に定める設置管理許可とし、設置許可使用料を支払っていただきます。</p> <p>なお、海岸の占用料の支払いはありません。</p>